

新	旧
<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 用語の定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 公的賃貸住宅家賃低廉化事業</p> <p>次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地方公共団体が地域優良賃貸住宅（地優賃要綱第 2 条第八号ニに規定する地域優良賃貸住宅並びに地域優良賃貸住宅（公共供給型）を除く。）の家賃の低廉化を行う者に対し家賃の低廉化に要する費用を補助する事業</p> <p>第 3～第 8 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布日から施行する。</u></p>	<p>第 1 （略）</p> <p>第 2 用語の定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 公的賃貸住宅家賃低廉化事業</p> <p>次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地方公共団体が地域優良賃貸住宅（地優賃要綱第 2 条第七号ニ及び第八号ニに規定する地域優良賃貸住宅並びに地域優良賃貸住宅（公共供給型）を除く。）の家賃の低廉化を行う者に対し家賃の低廉化に要する費用を補助する事業</p> <p>第 3～第 8 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>